

事 務 連 絡
平成28年6月6日

熊本県内市町村
担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について

被害認定調査・罹災証明交付に係る事務について、日々取り組まれていること、大変ご苦労さまです。

申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であります。

これから第2次調査を進めていくに当たって、被害認定調査や罹災証明書に係る留意事項について、下記の通り改めてとりまとめましたので、円滑かつ的確な対応方よろしくをお願いします。

記

1. 災害の被害認定基準について

内閣府では、災害により被害を受けた住家の被害認定基準として、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」を定めております。

また、市町村が、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）を定めております。

本運用指針は、住家の損害割合により被害認定を行う場合の標準的な調査・判定方法を定めたものですが、運用指針に例示されている損傷と同程度以上の損傷が現に住家に生じていると客観的に判断される場合には、市町村の判断により、当該損傷を考慮した上で、被害認定を行うことが従来から可能となっておりますので、念のためお知らせします。

2. 判定結果の取扱いについて

市町村は、災害対策基本法に基づき、被災者から申請があったときは、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することとされています。

被害認定調査には、外観目視による第1次調査と、外観目視及び内部立入りによる第2次調査がありますが、いずれの結果で罹災証明書を交付するか運用指針等において特段の定めはないため、市町村で総合的に勘案し、いずれかの結果を交付いただくようお願いします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

高橋、稲石（被害認定・罹災証明）

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820